

沖縄県議会議員及び沖縄県知事の選挙における選挙運動の公費負担 に関する条例の一部を改正する条例

沖縄県議会議員及び沖縄県知事の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例（平成7年沖縄県条例第21号）の一部を次のように改正する。

第2条第3項中「第142条第1項第3号」の次に「及び第4号」を加える。

第5条第2号ア中「15,300円」を「15,800円」に改め、同号イ中「7,350円」を「7,560円」に改める。

第8条中「（沖縄県知事の選挙における候補者に限る。）」を削る。

第10条中「第142条第1項第3号」の次に「又は第4号」を加え、同条第1号中「7円30銭」を「7円51銭」に改め、同条第2号中「36万5,000円と4円88銭」を「37万5,500円と5円2銭」に改める。

第11条中「第142条第1項第3号」の次に「又は第4号」を加え、「同号」を「これらの号」に改める。

第14条第1号中「510円48銭」を「525円6銭」に、「301,875円」を「310,500円」に改め、同条第2号中「26円73銭」を「27円50銭」に、「557,115円」を「573,030円」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条第3項の改正規定、第8条の改正規定、第10条の改正規定（同条第1号及び第2号の改正規定を除く。）及び第11条の改正規定は、平成31年3月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の第5条第2号、第10条第1号及び第2号並びに第14条の規定は、この条例の施行の日以後にその期日を告示される沖縄県議会議員及び沖縄県知事の選挙について適用し、同日の前日までにその期日を告示された選挙については、なお従前の例による。

3 この条例による改正後の第2条第3項、第8条、第10条（同条第1号及び第2号の規

定を除く。)及び第11条の規定は、附則第1項ただし書に規定する規定の施行の日以後にその期日を告示される沖縄県議会議員及び沖縄県知事の選挙について適用し、同日の前日までにその期日を告示された選挙については、なお従前の例による。

平成30年2月14日提出

沖縄県知事 翁 長 雄 志

理 由

公職選挙法等の一部が改正されたことに伴い、沖縄県議会議員及び沖縄県知事の選挙における選挙運動に係る費用の公費負担限度額を引き上げ、及び沖縄県議会議員選挙における選挙運動用ビラの作成に係る費用を公費負担することとする必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。